

令和7年度（2025年度）中野区予算編成方針について

長らくデフレ下にあった日本の経済を巡る潮目は変わりつつあり、回復基調となっている一方、内外の金利差が拡大した影響により円安が数十年ぶりの水準で更新するなど、資源価格増と相まって輸入価格が上昇し、国内の物価はインフレ基調に転じている。

世界経済においても不確実性が増しており、原油価格の上昇と、中東地域の紛争に起因する価格圧力による影響は依然として存在し、足踏み状態となっている。国の7月の経済財政諮問会議に提出された「令和6（2024）年度内閣府年央試算」によれば、今年度の国内総生産（GDP）の実質成長率は0.9%程度が見込まれているが、1月の同会議に提出された「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府作成）においては、今年度のGDPの実質成長率は1.3%程度を見込んでいたことから、0.4ポイントの下方修正となった。世界的なエネルギー・食料価格の上昇とともに、労働投入の伸び悩みが色濃く表れているほか、利回りの上昇は財政規律にプレッシャーをかける可能性が高く、日本経済の下振れリスクについては予断を許さない状況である。

我が国の社会状況を見てみると、従来の経済・社会保障のシステム維持は困難となりつつあり、グローバル化・デジタル化に適応しうる高度人材の育成・確保が喫緊の課題となっている。超高齢社会の到来が見込まれる中、高齢者の社会参加や介護基盤の充実是不可欠であり、抜本的な社会構造の変革が求められる。

こうした中、区は、本年5月に新庁舎移転が完了し、「つながる はじまる なかの」の理念を実現するための新たな拠点として動きはじめたところであり、この流れを確固なものとし、たゆまぬ業務改善をさらに加速していくことが求められる。

令和7年度は、区民ニーズを把握し、時機を逸することなく効果的な政策を打ち出していくため、政策を計画的に、着実に進めていく年となる。区民のための政策を推進し、実効性の向上を図るとともに、円安や物価の高騰により生じた社会不安から区民が安心して生活出来る環境を充実させることが区の責務であり、区民生活に基軸をおいたサービスを展開させていかなければならない。

令和7年度予算は、「にぎわうまち 広がる安心 「発展」と「充実」の未来につなげる予算」とするため、計画に基づく政策及び施設整備、社会の情勢を踏まえた区民生活を基軸とした取組について、限られた財源を優先的に配分するものとする。

今後10年間の財政見通しを見定め、客観的なデータを基に区民ニーズを的確にとらえ、必要な事業に選択と集中を図り、将来に向けた行政需要と負担額を的確に

把握していかなければならない。持続可能な区政運営の実現に寄与する政策を効果的に実現するためには、適切な効果測定と継続的な評価改善を行い、変化する状況に適応することが求められる。経常経費化した事業はもとより、これまでの計画に沿って進めてきた投資的事業等であっても、十分な検証を実施した上で、区民と対話等を丁寧に行い、見直しを図っていく。歳入においては、区の基幹財源である特別区民税や国民健康保険料の徴収体制を強化し、歳出にあっては、事業の廃止・縮小等といった抜本的な見直しを徹底して歳出の抑制を図る一方、今後の経済状況を十分注視した上で、必要な事業への財源投入を行い、中長期的な視点を持ってメリハリのきいた予算編成をしていく必要がある。こうした考え方の下、来年度予算は、中長期的な視点を持ちつつ、実施計画を踏まえた編成を進め、効果的・効率的に政策を実行すること。

以上のことを十分に踏まえ、令和7年度予算は、以下に定める方針により編成することとする。

記

第1 政策課題への的確な対応

基本計画後期の取組を具体化する実施計画を踏まえながら、これまでの計画に沿って進めてきたまちづくりや施設の整備等についても、改めて将来に向けた十分な検証を実施した上で、区民との対話等を行いつつ、着実に推進することが必要である。また、新たな課題に対応した政策立案を行うにあたっては、政策の検討段階から、区民の声の把握に努め、実行可能性の検証や確実な経費の試算等、精度の高い検討を前提とすることを求めるものである。客観的な政策議論を行うために必要な調査費用等については、事業効果等と勘案のうえ予算に盛り込むものとする。

また、学校及び各種施設等の建替えや改修、設備の更新、道路や公園等のインフラ資産の維持更新等については、中長期的な経費の最小化を図るため、将来負担を的確に把握し、効率的・効果的な整備の考え方を示すこと。

第2 一般的事項

予算の積算は、決算状況をもとにした実績のほか、最近の物価高騰の状況を十分に踏まえるとともに、市場性や競争性に留意し、複数の事業実施方法を比較し、かつ必ず2事業者以上の見積りを徴取する等根拠のあるものとするほか、以下の点に十分留意すること。

1 新規・拡充事業

- (1) 新規・拡充事業は、真に必要であり優先度の高いものとする精査を徹底し、関連する既存事業の統合再編、見直し等事業のスクラップにより経費を生み出すこと。

計画等に位置付けられていない新規・拡充事業を立案する場合は、既存事業の見直し等を必須とし、その経費については、既存事業の上限額を超えないように努めること。

- (2) 事業計画を立てる際は、事業期間と目標達成の時期を見定め、政策的位置付け、戦略的展開や事業効果、事業実施に伴うリスクを明確にした上で、統計や業務データ等の収集・分析から客観的な論拠を見出し、庁内調整を踏まえ、エビデンス・ベースでの計画作成を徹底すること。当初設定した終了時期を迎える事業については、エビデンスを基にそれまでの効果検証を行い、事業の有効性や実効性を踏まえて、改めて事業計画を立てること。
- (3) 事業費の積算にあたっては、財源の裏付けを明示した具体的な積算を行うとともに、後年度負担額の縮小に注力し、持続可能な計画とすること。
- (4) 政策課題への対応を担う職員が知識や発想力を磨くことは、欠かすことができないものであり、人材育成のための経費は一定程度計上するものとする。

2 歳出の抑制

- (1) 経常経費は削減を原則とし、デジタルシフトによる行政サービスの質と生産性の向上を念頭に置いた内部管理事務の効率化を進め、内部管理コストの削減を図るなど、歳出抑制・節減に努めること。
- (2) 毎年度経常的に実施している事業についても、エビデンスを基にした分析により適切な需要推計を行い、適切な予算規模とし、決算時の見込差残額の縮減に努めること。
- (3) 基本計画、実施計画、各個別計画などに基づき、新規・拡充事業の検討を進める一方で、過去の決算の状況や行政評価結果等を十分に踏まえ、事業実績が目標を大きく下回るものや、執行率が一定の水準に達していない事業など、更なる見直しが必要な事業については、関連する既存事業等の廃止、統合、縮小についても検討や進捗状況を踏まえた予算要求を行うこと。また、事業本来の目的を改めて確認し、事業見直し方針に基づき、手法の検討・執行体制の見直し等についても検討を行うこと。

3 効率的かつ生産性の高い体制構築に向けた対応

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、デジタルシフト、アウトソーシングの活用や、多機能ユニファイド・コミュニケーションツールを駆使した業務の負担軽減を行うなど、効率的な仕事の進め方の確立と業務の生産性の向上に努め、

人材の価値を最大限に引き出し、組織パフォーマンスの最大化を図ること。その主旨を踏まえ、超過勤務の縮減や既存事業の統合再編、見直し等事業のスクラップを行うなど、効率的かつ生産性の高い体制構築に向けた経費の積算にも努めること。

4 歳入の確保

- (1) 最も重要な財源である特別区民税については、徴収額及び収入率の目標を定め、これを達成するため、他自治体の優良事例も参考にしながら、取組の強化を進め、確実な税収の確保に努めること。
- (2) 国民健康保険料についても、現状の課題とその原因を分析し、徴収額及び収入率の目標を定め、他自治体の優良事例も参考にしながら、取組の強化を行うこと。
- (3) 各種債権について、効果的な徴収方法の検討を行ったうえで、財源確保に取り組むとともに、徴収に係るコスト削減を図ること。
- (4) 全ての事業について、充当可能な国や都の補助金を再度調査し、最大限の活用を図ること。国や都の補助金を充当する場合については、該当要件等を十分に把握し、確実に交付を受けられるよう事業を組み立てること。
- (5) その他の歳入についても、あらゆる手法を検証し、的確に歳入確保に努めること。

5 国・都の動向の把握

- (1) 国や都の政策動向を注視し、情報収集に努めること。これまで特定財源（補助金等）により執行してきた事業のうち、補助金等の廃止や縮小があるものについては、代替となる新たな財源を調査し、財源確保に努めること。それが見込めない場合は、エビデンスを基にそれまでの効果検証を行い、事業の有効性や実効性を踏まえ、新たな一般財源投入に見合う事業規模等の検討をした上で、事業継続の判断を行うこと。
- (2) 国や都の制度変更等により大幅な需要の増減が見込まれる事業については、変更内容を正確に把握したうえで、的確な需要予測を行い、適切な事業内容へ修正を行うこと。

第3 予算要求・査定

各部からの予算要求、予算査定は次のとおりとする。

1 予算要求

- (1) 各部においては、この予算編成方針に基づき、部ごとの予算編成の考え方を明確にした上で、別途通知する「令和7年度（2025年度）予算編成事務処理方針」により、指定する期日までに予算要求書を提出すること。
- (2) 予算要求は1次経費、2次経費とそれぞれの要求とし、各部は別途通知する「令和7年度（2025年度）予算編成における一般財源要求限度額について」において割り当てられた額の中で予算要求を行うこと。
- (3) 各部においては、その経営機能を十分に発揮し、部長及び庶務担当課長による部内調整を徹底し、すべての事業を評価したうえで、優先順位付けを行い、割り当てられた一般財源要求限度額の範囲内に収めること。一般財源要求限度額を超えて要求した場合など、この予算編成方針に沿った積算ができていない場合は、新規・拡充事業の規模縮小など、別途調整を行う。

2 予算の査定

この予算編成方針に基づき、全事業を対象として査定を行う。